

# ◆ 救急隊の増隊について

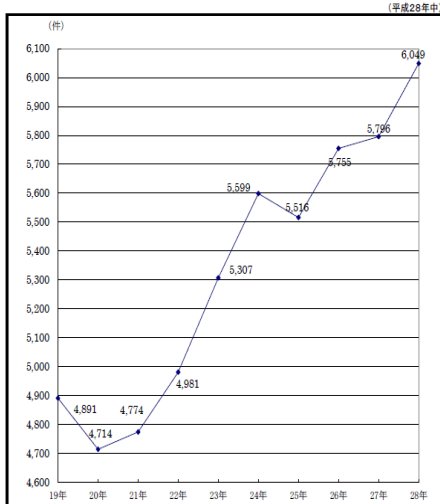
～市民の安心・安全を確保し、救急体制を充実強化～

救急に対する需要が増大し、救急出動件数が年々増加傾向を示しています。平成28年の出動件数は、平成20年と比較して1,335件増加し、過去最多の6,049件となりました。

また、「新宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の世界遺産登録により、来訪者の増加など、今後も救急に対する需要の増大が見込まれます。

そこで、市民の安全・安心を確保し、市民に信頼される消防行政を遂行することを目的に、平成29年4月1日より非常用救急自動車を通常運用救急車として稼働させ、これまで消防隊専従隊であった隊を救急隊兼務隊として運用を開始しています。

過去10年間の救急出動件数及び人口の推移



## 非常用救急自動車とは

消防力の整備指針、第十三条の規定による救急自動車（以下「稼働中の救急自動車」という。）に加え、**多数の傷病者が発生した場合又は稼働中の救急自動車が故障した場合等に使用する**ため、人口三十万以下の市町村にあっては稼働中の救急自動車六台ごとに一台を基準とし、人口三十万を超える市町村にあっては稼働中の救急自動車四台ごとに一台を基準として、**地域の实情に応じて予備の救急自動車（以下「非常用救急自動車」という。）**を配置するものとする。

